

議案第 4 1 号

羽曳野市立道の駅しらとりの郷羽曳野条例及び羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市立道の駅しらとりの郷羽曳野条例及び羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 6 月 4 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

羽曳野市立道の駅しらとりの郷羽曳野の管理を指定管理者に行わせるとともに、新たに利用料金を設定するほか、羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場の管理を指定管理者に行わせるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立道の駅しらとりの郷羽曳野条例及び羽曳野市立健康ふれ  
あいの郷グラウンド・ゴルフ場条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市立道の駅しらとりの郷羽曳野条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市立道の駅しらとりの郷羽曳野条例(平成 19 年羽曳野市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条を削る。

第 6 条中「市長」を「指定管理者」に、「第 4 条第 4 号」を「第 5 条第 3 号」に、「聴くものとする」を「聴くよう市長に求めるものとする」に改め、同条に次の 1 項を加え、同条を第 7 条とする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第 5 条第 3 号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

第 5 条の見出しを「(利用の承認の取消し等)」に改め、同条第 1 項中「市長は、バーベキュー広場の使用の許可」を「指定管理者は、バーベキュー広場等の利用の承認」に、「使用を」を「利用を」に改め、同項第 2 号中「バーベキュー広場の使用申込み」を「バーベキュー広場等の利用の承認申請」に改め、同項第 4 号中「バーベキュー広場の使用が」を「バーベキュー広場等を利用」に改め、同項第 5 号中「前 4 号」を「前各号」に改め、「市長が」を削り、同条第 2 項中「市長」を「指定管理者」に、「使用条件の変更又は許可の取消し」を「利用の承認の取消し、利用の制限又は利用の停止」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条の見出しを「(利用の承認の制限)」に改め、同条中「市長は、バーベキュー広場の使用を許可しない」を「指定管理者は、バーベキュー広場等の利用を承認してはならない」に改め、同条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同条第 5 号中「前 4 号」を「前 3 号」に、「バーベキュー広場」を「バーベキュー広場等」に改め、「市長が」を削り、同号を同条第 4 号とし、同条を第 5 条とする。

第 3 条の見出しを「(利用の承認)」に改め、同条中「(以下「バーベキュー広場」を「、しらとりの広場又はイベント広場(以下「バーベキュー広場等」に、「使用しよ

うとする」を「利用しようとする」に、「市長の許可」を「指定管理者の承認」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、しらとりの郷の管理に関する事務のうち、次に掲げるものを指定管理者(羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年羽曳野市条例第30号)第2条第2号に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

- (1) しらとりの郷の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務
- (2) しらとりの郷の維持及び補修に関する業務
- (3) 前2号に掲げる業務のほか、市長が特に必要と認める業務

第8条を次のように改める。

(利用料金)

第8条 市長は、指定管理者にバーベキュー広場等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合においては、バーベキュー広場等を利用しようとするものは、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。

4 前項の場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

5 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。

6 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

7 指定管理者が既に收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

区分	単位	料金
----	----	----

バーベキュー広場		1 区画 1 回 4 時間	1,000 円
しらとりの広場	全面	1 日	20,000 円
	半面		10,000 円
	1/4 面		5,000 円
イベント広場	全面	1 日	30,000 円
	半面		15,000 円
	1/4 面		7,500 円

(羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例(平成 21 年羽曳野市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条を削る。

第 5 条中「委員会」を「指定管理者」に、「第 3 条第 5 号」を「第 4 条第 3 号」に、「聴く」を「聴くよう市長に求める」に改め、同条に次の 1 項を加え、同条を第 6 条とする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第 4 条第 3 号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

第 4 条の見出しを「(利用の承認の取消し等)」に改め、同条第 1 項中「委員会は」を「指定管理者は」に、「使用の許可」を「利用の承認」に、「使用を」を「利用を」に改め、同項第 1 号中「使用申込み」を「利用の承認申請」に改め、同項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同項第 5 号中「の使用が」を「を利用」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 6 号中「前 5 号」を「前各号」に改め、「委員会が」を削り、同号を同項第 5 号とし、同条第 2 項中「委員会」を「指定管理者」に、「使用条件の変更又は許可の取消し」を「利用の承認の取消し、利用の制限又は利用の停止」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条の見出しを「(利用の承認の制限)」に改め、同条中「委員会は」を「指定管理者は」に、「使用を許可しない」を「利用を承認してはならない」に改め、同条第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 5 号を同条第 3 号とし、同条第 6 号中「前 5 号」を「前 3 号」に改め、「委員会が」を削り、同号を同条第 4 号とし、同条を第 4 条とする。

第 2 条の見出しを「(利用の承認)」に改め、同条中「使用しようとする」を「利用

しようとする」に、「羽曳野市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可」を「指定管理者の承認」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第2条 羽曳野市教育委員会(以下「委員会」という。)は、グラウンド・ゴルフ場の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者(羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年羽曳野市条例第30号)第2条第2号に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

- (1) グラウンド・ゴルフ場の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務
- (2) グラウンド・ゴルフ場の維持及び補修に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める業務

第7条を次のように改める。

(利用料金)

第7条 市長は、指定管理者にグラウンド・ゴルフ場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、グラウンド・ゴルフ場を利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、指定管理者が別表第1に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、委員会が指定する期間における利用料金の額については、指定管理者が別表第2に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。

5 前2号の場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

6 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。

7 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

8 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

別表第 1 中「第 6 条関係」を「第 7 条関係」に改め、同表グラウンド・ゴルフ場の項中「小学生」を「小人」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 「小人」とは、年齢が 12 歳以下の者(中学校及び義務教育学校の後期課程に在学する者を除く。)をいう。
- 2 単位欄の「1 回」とは、24 ホールを利用することをいう。
- 3 グラウンド・ゴルフ用品、テント及び放送器具の利用料金は、それらを利用する場合に限り、徴収するものとする。ただし、「小人」及び「障害者(障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条に規定するものをいう。以下同じ。)」のグラウンド・ゴルフ用品の利用料金は、無料とする。
- 4 毎月第一及び第三土曜日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。)については、小人(保護者が同伴する場合に限る。)及び障害者のグラウンド・ゴルフ場の利用料金は、無料とする。

別表第 2 中「第 6 条関係」を「第 7 条関係」に、「小学生」を「小人」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 別表第 1 備考 1 の規定は、この表についても適用する。
- 2 単位欄の「1 回」とは、16 ホールを利用することをいう。
- 3 別表第 1 に規定する回数券によりグラウンド・ゴルフ場を利用しようとする者については、単位欄の「1 回」とは、グラウンド・ゴルフ場を 3 時間利用することをいう。この場合における利用時間の区分は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p><u>第1条関係</u> 羽曳野市立道の駅しらとりの郷羽曳野条例</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第3条 市長は、しらとりの郷の管理に関する事務のうち、次に掲げるものを指定管理者(羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年羽曳野市条例第30号)第2条第2号に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。</u></p> <p><u>(1) しらとりの郷の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務</u> <u>(2) しらとりの郷の維持及び補修に関する業務</u> <u>(3) 前2号に掲げる業務のほか、市長が特に必要と認める業務</u></p> <p><u>(利用の承認)</u></p> <p><u>第4条 しらとりの郷の施設のうち、バーベキュー広場、しらとりの広場又はイベント広場(以下「バーベキュー広場等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(利用の承認の制限)</u></p> <p><u>第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、バーベキュー広場等の利用を承認してはならない。</u></p> <p><u>(1)・(2) 省略</u></p> <p><u>(3) 省略</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、バーベキュー広場等の管理上支障があると認めるとき。</u></p> <p><u>(利用の承認の取消し等)</u></p> <p><u>第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、バーベキュー広場等の利用の承認を取り消し、その利用を制限し、又は停止することができる。</u></p>	<p><u>第1条関係</u> 羽曳野市立道の駅しらとりの郷羽曳野条例</p> <p><u>(使用の許可)</u></p> <p><u>第3条 しらとりの郷の施設のうち、バーベキュー広場(以下「バーベキュー広場」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>(使用の許可の制限)</u></p> <p><u>第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、バーベキュー広場の使用を許可しない。</u></p> <p><u>(1)・(2) 省略</u> <u>(3) 営業行為その他これに類する行為をすると認めるとき。</u> <u>(4) 省略</u> <u>(5) 前4号に掲げるもののほか、バーベキュー広場の管理上支障があると、市長が認めるとき。</u></p> <p><u>(使用の許可の取消し等)</u></p> <p><u>第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、バーベキュー広場の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することができる。</u></p>

<p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>バーベキュー広場等の利用の承認申請に偽りがあったとき。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>災害その他事故によりバーベキュー広場等を利用できなくなったとき。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、管理上やむを得ない事由があると認めるとき。</u></p> <p>2 <u>指定管理者は、前項の規定による利用の承認の取消し、利用の制限又は利用の停止によって、利用者に損害が生じても、その責めを負わない。</u> (意見の聴取)</p> <p><u>第7条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第5条第3号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による求めがあったときは、第5条第3号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。</u></p> <p>(利用料金)</p> <p><u>第8条 市長は、指定管理者にバーベキュー広場等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合においては、バーベキュー広場等を利用しようとするものは、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</u></p> <p>3 <u>利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とす</u></p>	<p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>バーベキュー広場の使用申込みに偽りがあったとき。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>災害その他事故によりバーベキュー広場の使用ができなくなったとき。</u></p> <p>(5) <u>前4号に掲げるもののほか、市長が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による使用条件の変更又は許可の取消しによって、使用者に損害が生じても、その責めを負わない。</u> (意見の聴取)</p> <p><u>第6条 市長は、必要があると認めるときは、第4条第4号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。</u></p> <p>(使用料)</p> <p><u>第7条 しらとりの郷を使用しようとする者は、別表に掲げる額の使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。</u></p> <p>(減免)</p> <p><u>第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p>
--	---

る。

- 5 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 6 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 7 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第9条 省略

附 則 省略

別表(第8条関係)

区分	単位	料金
バーベキュー広場	1区画1回4時間	1,000円
しらとりの広場	全面	20,000円
	半面	10,000円
	1/4面	5,000円
イベント広場	全面	30,000円
	半面	15,000円
	1/4面	7,500円

第2条関係

羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例

(指定管理者による管理)

第2条 羽曳野市教育委員会(以下「委員会」という。)は、グラウンド・ゴ

(還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第10条 省略

附 則 省略

別表(第7条関係)

区分	単位	使用料の額
バーベキュー広場	1区画1回4時間	500円

第2条関係

羽曳野市立健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場条例

ゴルフ場の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者(羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17 年羽曳野市条例第 30 号)第 2 条第 2 号に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(1) グラウンド・ゴルフ場の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務

(2) グラウンド・ゴルフ場の維持及び補修に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める業務

(利用の承認)

第 3 条 グラウンド・ゴルフ場を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用の承認の制限)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、グラウンド・ゴルフ場の利用を承認してはならない。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、グラウンド・ゴルフ場の管理上支障があると認めるとき。

(利用の承認の取消し等)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、グラウンド・ゴルフ場の利用の承認を取り消し、その利用を制限し、又は停止することができる。

(1) グラウンド・ゴルフ場の利用の承認申請に偽りがあったとき。

(2) 省略

(3) 省略

(使用の許可)

第 2 条 グラウンド・ゴルフ場を使用しようとする者は、あらかじめ羽曳野市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。

(使用の許可の制限)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当するときは、委員会は、グラウンド・ゴルフ場の使用を許可しない。

(1)・(2) 省略

(3) 営利を目的として使用すると認めるとき。

(4) 使用目的以外の目的に使用するおそれがあると認めるとき。

(5) 省略

(6) 前 5 号に掲げるもののほか、グラウンド・ゴルフ場の管理上支障があると、委員会が認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当するときは、委員会は、グラウンド・ゴルフ場の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することができる。

(1) グラウンド・ゴルフ場の使用申込みに偽りがあったとき。

(2) 省略

(3) 委員会が公益上必要があると認めるとき。

(4) 省略

(4) 災害その他事故によりグラウンド・ゴルフ場を利用できなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上やむを得ない事由があると認めるとき。

2 指定管理者は、前項の規定による利用の承認の取消し、利用の制限又は利用の停止によって、利用者に損害が生じても、その責めを負わない。

(意見の聴取)

第6条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第4条第3号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第4条第3号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

(利用料金)

第7条 市長は、指定管理者にグラウンド・ゴルフ場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合においては、グラウンド・ゴルフ場を利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、指定管理者が別表第1に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、委員会が指定する期間における利用料金の額については、指定管理者が別表第2に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。

5 前2号の場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額につい

(5) 災害その他事故によりグラウンド・ゴルフ場の使用ができなくなったとき。

(6) 前5号に掲げるもののほか、委員会が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。

2 委員会は、前項の規定による使用条件の変更又は許可の取消しによつて、使用者に損害が生じても、その責めを負わない。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、第3条第5号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

(使用料)

第6条 グラウンド・ゴルフ場を使用しようとする者は、別表第1に掲げる額の使用料を納付しなければならない。ただし、委員会が指定する期間については、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

て市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

6 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。

7 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

8 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

#### 第8条 省略

##### 附 則 省略

##### 別表第1(第7条関係)

区分		単位	料金
グラウンド・ゴルフ場	小人	1人1回	250円
	省略		
省略			

##### 備考

- 1 「小人」とは、年齢が12歳以下の者(中学校及び義務教育学校の後期課程に在学する者を除く。)をいう。
- 2 単位欄の「1回」とは、24ホールを利用することをいう。
- 3 グラウンド・ゴルフ用品、テント及び放送器具の利用料金は、それらを利用する場合に限り、徴収するものとする。ただし、「小人」及び「障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定するものをいう。以下同じ。)」のグラウンド・ゴルフ用品の利用料金は、無料とする。
- 4 毎月第一及び第三土曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第

##### (使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

#### 第9条 省略

##### 附 則 省略

##### 別表第1(第6条関係)

区分		単位	料金
グラウンド・ゴルフ場	小学生以下	1人1回	250円
	省略		
省略			

##### 備考

- 1 グラウンド・ゴルフ場の使用の単位は、24ホールをもって1回とする。
- 2 「小学生以下」及び「障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定するものをいう。以下同じ。)」のグラウンド・ゴルフ用品の使用は無料とする。
- 3 毎月第一及び第三土曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)については、「(保護者同伴に限る。)」及び「障害者」のグラウンド・ゴルフ場の使用は無料とする。

178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)については、小人(保護者が同伴する場合に限る。)及び障害者のグラウンド・ゴルフ場の利用料金は、無料とする。

別表第2(第7条関係)

区分		単位	料金
グラウンド・ゴルフ場	小人	1人1回	100円
	省略		

備考

- 1 別表第1備考1の規定は、この表についても適用する。
- 2 単位欄の「1回」とは、16ホールを利用することをいう。
- 3 別表第1に規定する回数券によりグラウンド・ゴルフ場を利用しようとする者については、単位欄の「1回」とは、グラウンド・ゴルフ場を3時間利用することをいう。この場合における利用時間の区分は、委員会が別に定める。

4 小学生には義務教育学校の前期課程の児童を含む。

別表第2(第6条関係)

区分		単位	料金
グラウンド・ゴルフ場	小学生以下	1人1回	100円
	省略		

備考 グラウンド・ゴルフ場の使用の単位は、16ホールをもって1回とする。ただし、別表第1に規定する回数券により使用しようとする者については、3時間をもって1回とし、その使用の区分については規則で定める。